

飲酒運転は 犯罪です



千葉県では、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」を定めています。

- 一、飲酒運転は絶対にしない。
- 一、運転の予定があるときは飲酒しない。
- 一、飲酒運転を行う恐れのある人に対し、酒類を提供しない。
- 一、飲酒運転であることを知りながら、その車両に同乗しない。
- 一、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。

飲酒運転は 絶対しない させない 許さない

懲戒処分の指針

4 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故

飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。）で交通事故（人身及び物損事故（自損を含む。）をいう。以下同じ。）を起こした職員は、免職とする。

(2) 飲酒運転での交通法規違反（発覚）

ア 酒酔い運転をした職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。

(3) 飲酒運転における同乗者等

飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、免職又は停職とする。